附 属 機 関 等 の 概 要

附属機関等の名称	遠紋圏域地域医療構想調整会議
「附属機関」、「常設の懇談会」の別	常設の懇談会
設置年月日	平成27年8月6日
設置根拠	医療法（昭和２３年法律第２０５号）第３０条の１４第１項
設置目的	＜目的＞ 地域医療構想を策定する区域において、関係者との連携を図りつつ、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行うため。 ＜所掌事項、議題等＞ 調整会議は、構想区域内における次の事項について協議する。 （1）病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項 （2）病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項 （3）北海道計画（地域医療介護総合確保基金の年度ごとの事業計画）に盛り込む事業に関する事項 （4）その他の地域医療構想の達成の推進に関する事項
委員構成	1 委員(構成員)数　33 名　【定 数：　33 名】 （うち女性委員）　1 名 （うち公募委員）　0 名　【公募枠：　0 名】 現在委員を委嘱していない場合はその理由（　　） 2 部会等の設置状況 名称：医療専門部会　委員数（うち女性委員）：　※職指定
会議の公開状況	(公開)・一部公開・非公開・未決定の別 公開できない理由（一部公開・非公開の場合） （　　）